

出席停止について

星美学園短期大学

感染症と診断された場合、学校保健安全法により出席停止となります。出席停止期間が経過したら、「学校感染症による出席停止届」に、「医療機関が発行した、医療機関を受診したことが分かる書類」を添えて、事務室に必ず提出してください。

(証明書未提出での登校は認めません。)

「学校保健安全法施行規則第18条」-学校において予防すべき感染症の種類-

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、特定鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、ジフテリア
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻しん(はしか)、風しん、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

○その他の感染症 <出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例>

感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス)、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症



「学校感染症による出席停止届」

星美学園短期大学 学長 殿

幼児保育学科・専攻科 学籍番号 _____ 氏名 _____

感染症により療養をしておりましたが、出席停止期間を経過し、感染の心配がないため本届を提出します。

病名	
診断日	年 月 日 ()
発症日	年 月 日 ()
出席停止期間	年 月 日 () ~ 月 日 ()

※医療機関を受診したことが分かる書類(「領収証」「診療明細書」「医師の診断書」等)を裏面に添付してください。